

第4回緑区中山町住居表示検討委員会

日時：平成28年12月6日（火）

午後3時から

会場：中山町自治会館

次 第

1 開会

2 議事

(1) 地域住民からの意見について 資料1

(2) 新町区域案の検討について 資料2

3 次回以降の検討委員会について（日程調整）

4 閉会

地域住民からの意見について

住居表示に関して、地域住民の皆様から事務局へ寄せられた意見は次のとおりです。

1 意見をいただいた人数

14名（中山町：12名 寺山町：2名）

2 意見の内容及び事務局の回答

(1) 住所変更手続について

住所が変わるとどのような手続が必要になるか。(複数)	自動車運転免許証や不動産登記、金融機関等の住所変更が必要になります。住民票や戸籍等の公簿類は自動的に書き換わります。
不動産登記の手数料を教えてください。	市役所からお送りする住所変更通知書を使用して手続すれば、手数料は無料です。
住居表示実施後に新築予定だが、住所はどうなるか。	建物の出入口と道路との位置関係から、区役所が住所を決定します。新築時に、区役所へ新規付番申請を行ってください。

(2) 住居表示実施範囲・実施時期について

中山町全域で実施するのか。	まだ実施自体が検討段階であり、具体的には決定していません。決まりましたらチラシ等でお知らせします。
中山町に関するチラシが寺山町に配られたのはなぜか。	住居表示実施にあたっては、町境を道路等に合わせる検討を行います。今回、中山町に接する寺山町の一部も住居表示を実施する可能性があるため、配付しました。
寺山町のどの地域が住居表示に関係するのか教えてください。	まだ実施自体が検討段階であり、具体的には決定していません。決まりましたらチラシ等でお知らせします。
住所が乱れている地域とは具体的にどこか。	特に、中山町南部で混乱が見受けられます。
住居表示実施時期を教えてください。	まだ実施自体が検討段階であり、具体的には決定していませんが、最短で平成30年秋頃です。決まりましたらチラシ等でお知らせします。
住居表示実施時期が平成30年秋頃とのことだが、もっと早めてほしい。	横浜市全体の中で順次進めていることから、最短でも平成30年秋頃になります。

反対者がいれば住居表示を実施しないのか。	まだ実施自体が検討段階ですが、反対者の有無が実施の有無に直接影響するわけではありません。賛成・反対それぞれの御意見を踏まえて検討し、決定していきます。
----------------------	---

(3) 地域への情報共有について

説明会はあるのか。	住居表示実施の約1年前と約1か月前に開催予定です。
高齢のため説明会に参加できない。回覧やチラシによる周知を積極的に行ってほしい。	説明会のほか、チラシや住居表示のしおり(住所変更手続のパンフレット)等により周知します。
町内会に入っていない人にも情報共有されるようにしてほしい。	チラシや住居表示のしおり(住所変更手続のパンフレット)の配付等により周知します。
検討を始める前に地元説明をするべきだった。	今後は、検討状況等、地域の皆様にお知らせしていきます。

(4) 住居表示への賛成意見

家の近所に飛び番地があり、住所がわかりづらいので、住居表示を実施してほしい。(複数)	いただいた御意見は、検討委員会で共有します。
横浜市の他の地域では住居表示を実施している。大都市では実施すべき。	いただいた御意見は、検討委員会で共有します。
住居表示を実施してほしい。以前救急車を呼んだら、到着が遅かった。同番地・同姓が多く、住所が分かりづらかったと言われた。	いただいた御意見は、検討委員会で共有します。

(5) 住居表示への反対意見

銀行等の住所変更手続きが大変なのでやめてほしい。(複数)	まだ実施自体が検討段階ですが、実施する場合は、資料配付や説明会等を行いますので、御協力をお願いします。
今の住所で困っていない。(複数)	まだ実施自体が検討段階ですが、実施する場合は、資料配付や説明会等を行いますので、御協力をお願いします。
行政本意の事業であり、市民へのメリットがない。	住所がわかりやすくなることで、緊急車両の遅延や配達物の誤配等の防止が期待できます。
実施経費を他の事業に使うべき。	いただいた御意見は、検討委員会で共有します。

新町区域案の検討について

現地調査の結果を踏まえ、図面1～4を参考にしながら、新町区域案を検討します。

1 境界Cについて

2 境界Aについて

3 境界Bについて